

とちぎの特別栽培農産物認証・表示要領

(制定平成12年3月10日 最終改正平成28年3月28日)

第1 趣旨

この要領は、とちぎの特別栽培農産物認証・表示要綱（以下「要綱」という。）第9に基づき、とちぎの特別栽培農産物（以下、「特別栽培農産物」という。）の認証及び表示等に関して必要な事項を定める。

第2 確認機関の認定

1 認定申請

要綱第4の第1項の認定申請は、確認機関認定申請書（様式1号）を、農業振興事務所長を経由して、知事に提出するものとする。ただし、2以上の農業振興事務所の区域の生産者を対象とするときは、いずれかの農業振興事務所長を経由して知事に提出するものとする。

2 認定

- (1) 知事は、要綱第4の第2項の規定に基づき、確認機関として認定したときは、当該申請機関の長に通知（様式2号）するものとする。
- (2) 知事は、要綱第4の第2項の要件に適合しないときは、理由を付して当該申請機関の長に通知するものとする。
- (3) 確認機関の認定は、認定の日から起算して5年間有効とする。
- (4) 前項の有効期間の満了後、引き続き確認業務を行おうとする場合は、当該有効期間の満了する日までに第2の1に準じて事業継続の申請をし、認定を受けなければならない。

3 認定内容の変更

- (1) 確認機関の長は、第2の1の申請内容に変更があったときは、速やかに確認機関認定変更申請書（様式3号）を、第2の1の農業振興事務所長を経由して、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)により提出された変更申請書が、要綱第4の第2項の要件に適合しなくなった場合を除き、当該確認機関の長に通知（様式4号）するものとする。

4 確認業務の廃止

- (1) 確認機関の長は、確認の業務を廃止するときは、確認機関業務廃止届出書（様式5号）を、第2の1の農業振興事務所長を経由して、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、前号の申請があったときは、認定を取り消すものとする。

第3 確認機関の検査

知事は、必要に応じて確認機関の検査を行い、改善を要すると認めたときは、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

第4 特別栽培農産物の栽培管理等に係る認証要件等

認証要件は次のとおりとする。

- (1) 別に定める認証基準を遵守した栽培が行われ、特別栽培農産物となることが確実であること。
- (2) 出荷管理が適正に行われることが確実であること。
- (3) 当該農産物に係る栽培管理情報の開示を行うことが確実であること。
- (4) 特別栽培農産物の生産登録を受けた者（以下「生産登録者」という。）の役割が適正に履行されることが確実であること。
- (5) 現地確認の結果、(1)から(4)が適正に行われていると認められること。

第5 生産登録と認証

1 生産登録申請

要綱第5の第1項に規定する生産登録申請は、次のとおりとする。

- (1) 生産登録申請書は、様式6号とする。
- (2) 生産登録を受けようとする者（以下「生産登録申請者」という。）は、生産を開始する前に前号の申請書に必要書類を添えて確認機関を経由して知事に提出するものとする。
- (3) 生産登録申請は、原則として作目及び作型ごとに毎年一回行うものとする。ただし、作型の明確な区別なく同一ほ場において同一作目を同じ栽培方法で年数回作付けする場合は、この限りではない。

2 生産登録の審査と認定

- (1) 確認機関の長は、前項の申請があったときは、申請書等の内容を審査し、認証要件等に適合していることを確認した場合は、生産登録申請報告書（様式7号）を添付して、第2の1の農業振興事務所に提出するものとする。
- (2) 生産登録申請報告書は当該農産物の栽培開始時期の2か月前までに提出するものとする。

栽培開始時期とは、当該農産物の種等（種子を播くこと又は種株を植え付けることをいう。以下同じ。）を行う日（苗を購入する場合も含む。）をいう。

なお、作型の明確な区別なく同一ほ場において、同じ農産物を同じ栽培方法で年数回作付けする場合は、その年の一番最初の作の栽培開始時期の2か月前までに申請するものとする。

また、多年生の農産物については、2月末までに申請するものとする。

- (3) 農業振興事務所長は、(1)の生産登録申請報告書について、要綱第5の第2項及び第4の(1)から(4)に基づき審査を行い、その結果を（認定しない場合は理由等を記載する。）確認機関の長に通知（様式8号）するとともに、知事及び当該生産登録申請者が居住する市町村長に報告する。
- (4) 確認機関の長は、(3)の通知があったときは、速やかに生産登録申請者にその旨の通知をするとともに、要綱第6の2の認証票等（認証票及び一括表示のことをいう。以下同じ。）を作成することを許可し、その作成を指導する。また、別に定める認証掲示板の作成について、指示及び指導するものとする。

3 変更申請

- (1) 生産登録者は、作目名、作型、生産ほ場の所在地等に変更が生じたときは、速やかに生産登録変更申請書（様式6号）を確認機関を経由して知事に提出するものとする。
- (2) 確認機関の長は、前号の変更申請があったときは、当該農作物の収穫前までに生産登録変更申請報告書（様式7号）を添付して、農業振興事務所長に提出するものとする。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
- (3) 農業振興事務所長は、前項の通知があったときは、2の(3)に準ずる。
- (4) 確認機関の長は、前項の通知があったときは、2の(4)に準ずる。

4 栽培管理記録の提出と現地確認

- (1) 生産登録者は、栽培した農産物の最初の収穫が開始される前に、確認機関の長にその旨報告し、栽培管理記録（様式9号）を提出するものとする。
- (2) 同一株で収穫期間が概ね2か月以上に及ぶ農産物については、農産物の最初の収穫が開始される前のほか、収穫期間中1か月に1回以上は、確認機関の長に栽培管理記録を提出するものとする。
- (3) 確認機関は、(1)又は(2)の報告等があるごとに生産ほ場等の状況及び栽培管理記録等の記載内容の確認を行うものとする。
なお、栽培管理記録の提出の有無にかかわらず、確認機関が随時、現地確認を行うことは妨げないものとする。
- (4) 農業振興事務所長は、必要に応じて調査を行い、生産登録者及び確認機関等関係

者から意見聴取するものとする。

5 認証の審査及び認証（出荷適合）

- (1) 確認機関の長は、栽培した農産物の最初の出荷が開始される前に、前項の（3）の現地確認等に基づき、第4の認証要件等に適合した栽培管理が行われていると認められる場合は、当該農産物が特別栽培農産物として認証（出荷適合）する旨を生産登録者に通知（様式10号）するとともに、生産登録者が第5の2の（4）に基づき作成した認証票等の使用を許可するものとする。

また、確認機関の長は、前項の（3）の現地確認等の結果、第4の認証要件等に適合しないと判断した場合は、認証（出荷適合）しない旨を生産登録者に通知し（様式10号）、特別栽培農産物としての出荷の停止を指示する。

なお、確認機関の長は、生産登録者に認証（出荷適合）等の通知をした場合は、速やかに農業振興事務所長に認証（出荷適合）結果報告書（様式11号）を提出するものとする。

- (2) 確認機関の長は、（1）の認証（出荷適合）の通知をした後に、前項の（3）の現地確認等の結果、第4の認証要件等に適合しない事由が発生した場合は、特別栽培農産物としての出荷の停止又は要綱第6の表示を付した農産物のお荷の停止及び回収を指示し、認証（出荷適合）を取り消すとともに、農業振興事務所長にその旨を報告するものとする。

なお、同一株で収穫期間が概ね2か月以上に及ぶ農産物については、確認機関の長は、4の（2）の栽培管理記録の提出毎に、栽培管理計画と比較し、第4の認証要件等に適合しないと判断した場合は、要綱第6の表示を付した農産物のお荷の停止及び回収を指示し、認証（出荷適合）を取り消すとともに、農業振興事務所長にその旨を報告するものとする。

- (3) 農業振興事務所長は、確認機関の長が（1）及び（2）の業務を適正かつ円滑に行えるよう指導する。

また、（1）により確認機関の長から認証（出荷適合）結果報告書が提出された場合は、速やかに知事及び当該生産登録者が居住する市町村長に報告する。

なお、農業振興事務所長は、前項の（4）の調査等の結果、第4の認証要件等に適合していないと判断した場合は、生産登録者に特別栽培農産物としての出荷の停止又は要綱第6の表示を付した農産物のお荷の停止及び回収を指示し、認証（出荷適合）を取り消すよう、確認機関の長に命令することができる。

6 出荷報告

- (1) 生産登録者は、作目ごとに、認証された特別栽培農産物のお荷がすべて終了したときは、速やかに出荷報告書（様式12号）を確認機関の長に提出するものとする。ただし、出荷期間が6か月以上に及ぶ農産物の場合は、6か月ごとに確認機関の長に提出するものとする。

- (2) 確認機関の長は、前号の報告があったときは、出荷実績報告書（様式13号）を9月までに提出のあったものを10月に、3月までに提出のあったものを4月にまとめて農業振興事務所長に提出するものとする。

- (3) 農業振興事務所長は、前号のお荷実績報告書の写しを知事に提出する。

第6 とう精登録

1 とう精登録申請

要綱第5の第3項のとう精登録申請は、次のとおりとする。

- (1) とう精登録申請は、様式15号とする。

- (2) とう精登録を受けようとする者（以下「とう精登録者」という。）は、とう精を開始する前に前号の申請書に必要書類を添えて確認機関を経由して知事に提出するものとする。ただし、主たる事務所並びに工場及び店舗の所在地が本県以外にあるとう精登録申請者（以下「県外とう精登録者」という。）は、直接知事に提出するものとする。

2 とう精登録の審査と認定

- (1) 確認機関の長は、前項の申請があったときは、申請書等の内容を審査し、適正であることを確認した場合は、とう精登録申請報告書（様式16号）を添付して、第2の1の農業振興事務所に提出するものとする。
 - (2) 農業振興事務所長は、(1)のとう精登録申請報告書について、審査を行い、その結果を確認機関を経由して、とう精登録者に認定の通知（様式17号）をする。
 - (3) 県外とう精登録者はとう精登録申請書（様式15号）を経営技術課長に提出するものとし、経営技術課長はとう精登録申請書について審査を行い、その結果を県外とう精登録者に認定の通知（様式17号）をする。
 - (4) 1の(2)の内容に変更が生じたときは、とう精登録者は確認機関を通じて農業振興事務所長に、県外とう精登録者は経営技術課長に速やかに変更の届出を提出するものとする。
- 3 とう精登録は、登録の日から起算して3年間有効とする。
- 4 前項の有効期間の満了後、引き続きとう精の業務を行おうとする場合は、当該有効期間の満了する日までに事業継続の申請をし、認定を受けなければならない。
- 5 特別栽培農産物に認証された玄米をとう精し、その精米の販売が終了したときは、とう精登録者は確認機関を経由して農業振興事務所長に、県外とう精登録者は経済流通課長に報告（様式18号）するものとする。
また、当該精米の販売が長期に及ぶ場合は、原則として3か月ごとに報告するものとする。
- 6 知事は、要綱第6の表示を付した精米について、不適正と判断される場合は、販売の停止又は認定の取消し及び回収を命令することができる。

第7 加工登録

1 加工登録申請

要綱第5の第4項の加工登録申請は、次のとおりとする。

- (1) 加工登録申請書は、様式20号とする。
- (2) 加工登録を受けようとする者（以下「加工登録者」という。）は、加工を開始する前に前号の申請書に必要書類を添えて確認機関を経由して知事に提出するものとする。ただし、主たる事務所並びに工場及び店舗の所在地が本県以外にある加工登録者（以下「県外加工登録者」という。）は、直接知事に提出するものとする。

2 加工登録の審査と認定

加工登録の審査及び認定等事務については、第6の2から6に準ずる。なお、加工登録申請報告書は様式21号、加工登録認定書は様式22号及び加工登録実績報告書は様式23号とする。

第8 認定等の取消

要綱第7の第1項及び第2項の規定による確認機関の事務、生産登録、とう精登録、加工登録の認定又は認証の不適当とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 不正な手段により確認機関の認定申請、生産登録申請、とう精登録申請及び加工登録申請を行い、認定又は認証を受けたとき。
 - (2) 現地確認に協力しない又は応じないとき。
 - (3) 記録に事実と異なる偽りが認められたとき。
 - (4) 認証票等を不正使用したとき。
 - (5) 当該作目について、農林物資の規格化等に関する法律に基づく指示かつ当該指示に係る公表がされたとき。
 - (6) その他知事が認定又は認証の取消が適当と認めたとき。
- 2 知事（生産登録、とう精登録及び加工登録の認定又は認証については、農業振興事務所長と読み替えるものとする。ただし県外とう精登録者及び県外加工登録者に対する認定については、経営技術課長と読み替えるものとする。以下次項について同じ。）

は、要綱第7の第1項又は第2項の規定により、認定又は認証を取り消すときは、認定又は認証の取消理由を付して、当該確認機関又は当該者にその旨通知（様式25号）するものとする。

- 3 知事は、要綱第7の第1項又は第2項の規定により、認定又は認証を取り消したときは、当該確認機関又は当該者に過失がないと認められる場合を除いて、その取消の日から起算して3年間、当該機関又は当該者の認定又は認証を行わないものとする。

第9 認証票等の表示

1 認証票等の表示

- (1) 生産登録者は、認証された特別栽培農産物を出荷するときは、認証票等を付することができるものとする。
- (2) とう精登録業者は、特別栽培農産物として認証された玄米をとう精したときは、とう精後も特別栽培農産物の認証票等を付することができるものとする。
- (3) 加工登録業者は、特別栽培農産物として認証されたはとむぎ、そば、茶、米、ゆうがお又は大豆を精白、製粉、製麺、製茶、レトルト加工又はひも状に乾燥（以下「精白等」という。）したときは、精白等後も特別栽培農産物の認証票等を付することができるものとする。
- (4) 認証票等及び認証掲示板の様式及び取扱いについては、別に定めるものとする。
- (5) 確認機関又は生産登録者等は、認証票等及び認証掲示板の管理を行うものとする。

2 検査の実施

確認機関の長は、必要に応じ認証票等の使用及び管理の状況について検査するものとする。

3 認証票等の使用の中止等

農業振興事務所長は、認証票等の表示が不適正であると認めたときは、認証を取り消すとともに、認証票等の使用の中止を命ずるものとする。

第10 認証票等の作成

要綱第6第2項に規定する認証票等については、生産登録者、とう精登録者及び加工登録者が別に定める認証票等取扱要領に基づき作成するものとする。

第11 生産登録者等の役割及び責務

生産登録者、とう精登録者及び加工登録者の役割及び責務は、要領第9に規定するほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 生産登録者は生産ほ場等の状況及び栽培管理記録等を記載し、常備する。
- (2) 生産登録者は生産、出荷、販売及び認証票の使用状況（様式14号）について記録を行うこと。
- (3) 生産登録者、とう精登録者及び加工登録者は収穫、出荷調整及びとう精又は精白等の段階において、特別栽培農産物として認証された農産物又は当該農産物をとう精又は精白等したものをその他の農産物等と混合しないこと。
- (4) とう精登録者はとう精登録台帳（様式19号）を、加工登録者は加工登録台帳（様式24号）による記録を行い、これを常備する。
- (5) とう精登録者及び加工登録者は、とう精又は精白等した後、新たな容器包装類に詰め換えるときは、表示されている内容の全部を正確に記載すること。
- (6) 認証票等の作成費及び確認手数料は、生産登録者、とう精登録者及び加工登録者等が負担する。

第12 検査の実施及び事後的な検証

農業振興事務所長は、必要に応じ確認機関、生産登録者、とう精登録業者及び加工登録業者に認定又は認証に係わる報告を求め、又は生産登録者、とう精登録業者及び加工登録業者の了解を得て、生産施設等に立ち入り、栽培管理記録等の書類や物件を調査す

ることができるものとする。

- 2 知事は、本制度の適正な運営を図るため、必要に応じて特別栽培農産物の残留農薬の分析調査を行うものとし、分析結果については関係機関に報告するものとする。
- 3 確認機関の長は、必要に応じ特別栽培農産物の残留農薬の分析調査を行うものとし、分析結果については所轄農業振興事務所長に報告するものとする。

第 13 情報の提供

生産登録者等は、消費者、流通業者等の信頼を得るため、特別栽培農産物の生産等に関する情報等を積極的に提供するよう努めるものとする。また、確認機関の長等は、消費者等からの栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合には、栽培管理記録等を基に説明を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要領第 2 の 1 の確認機関の認定申請は、別に定める日から受け付ける。
- 3 要領第 5 の 1 の生産者登録申請及び第 6 の 1 のとう精登録申請は、別に定める日から実施する。

附 則

この要領は、平成 14 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。